⑵　共生首都圏の形成

面的な対流には、３つの意味での共生が必要になる。第１は、真の上質や繊細さを実現するための、自然との共生である。第２は、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、一人一人がより積極的に社会にかかわり、役割を発揮できるよう、共助によってお互いが支え合うような共生である。これら２つに加えて、カーシェアリングやルームシェア、民泊等のように様々な物や資源等をシェアという形で相互に利活用することで、新たな価値や利便性を創り出すような新しいスタイルの共生が今後重要になっていくと考えられる。

このようなシェアを基調とした共生は、空き地・空き家対策や郊外の高齢者の交通問題等様々な課題解決や、新たな成長に寄与する可能性があり、経済のイノベーションを牽引すべき首都圏としては、この第３の共生についても積極的に取り込む視点が重要である。第３の共生も視野に入れながら、ヒト、モノ等の面的な対流が起きている首都圏の構築を目指す必要がある。

４　首都圏の将来像

１～３を踏まえ、首都圏の将来像を「確固たる安全・安心を土台に、面的な対流を創出し、世界に貢献する課題解決力、先端分野・文化による創造の場としての発展を図り、同時に豊かな自然環境にも適合し、上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切な、世界からのあこがれに足る『洗練された首都圏』の構築を目指す。」と設定する。

このような首都圏を形成していくことは、国土形成計画（全国計画）に位置付けられている、各地域の固有の自然、文化、産業等の独自の個性をいかした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現することにつながっていく。

第２節　人口規模の将来見通し等

１　人口

⑴　首都圏の人口

我が国の人口が既に減少に転じている中で、「日本の地域別将来推計人口（平成25年３月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、首都圏については2010年の約4,350万人から2015年に約4,360万人に達したのち減少に転じ、2025年には約4,240万人となると見込む。

⑵　年齢別構成

「日本の地域別将来推計人口（平成25年３月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、首都圏における生産年齢人口（15～64歳）は、2010年の約2,890万人から2025年には約2,610万人に減少し、年少人口（０～14歳）は、2010年の約550万人から2025年には約450万人に減少すると見込む。老年人口（65歳以上）は、2010年の約910万人から2025年には約1,180万人に増加すると見込む。

⑶　一般世帯数

「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（平成26年４月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、首都圏における一般世帯数は、2010年の約1,850万世帯から2025年の約1,940万世帯に増加すると見込む。単独世帯が増加し、特に、高齢化の進展とあいまって、高齢単独世帯（世帯主が65歳以上の単独世帯）は、2010年の約160万世帯から2025年の約240万世帯に増加すると見込む。

２　土地利用

以下に掲げる国土利用の基本方針など、国土利用計画（全国計画）（平成27年８月14日閣議決定）を踏まえるものとする。

⑴　適切な国土管理を実現する国土利用

地方都市等を中心に人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

一方、グローバルな都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

⑵　自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、国民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、国土を形づくり、国民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

⑶　安全・安心を実現する国土利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配意する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ国土保全機能の向上など、地域レベルから国土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて国土利用の面からも国土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな国土を構築する。

第３節　目指すべき圏域構造

１　圏域構造の基本的方向

⑴　対流型首都圏の構築

国際競争力の強化を図りつつ一極集中の是正を図るためには面的な対流の創出が重要であるが難しい課題である。しかし、その萌芽の一つが、既に北関東地域にみられる。すなわち、北関東自動車道により内陸部が茨城港と直結され、海外向け自動車生産等が増大するとともに、圏央道により成田空港へのアクセスが向上し、今後航空輸送を利用した産業振興も期待される。さらに、常磐道、東北道、関越道、上信越道等とのネットワークを活用した食品工場等の立地も活発化している。加えて、茨城港日立港区から内陸へのガスパイプラインの整備を前提に内陸部等での発電施設建設が進行している。北関東地域では、広域ネットワークの活用により、多面的な流れが形成され、「北関東新産業東西軸」ともいうべきエリアへと転換できる新たな可能性が生まれてきている。

面的な対流への転換には、新しい集積が１つ形成されるだけでは不十分であり、面的な交通ネットワークを最大限活用して、対流の種となる「連携のかたまり」を首都圏全域であまねく創出し、これによって新しい対流を生み出すことで、一極集中型の首都圏を対流型首都圏に転換していくことが必要である。